

流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、その設置に要する経費の一部について、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）を準用し、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。この場合において、「市が」とあるのは、「上下水道局が」と、「市に」とあるのは、「上下水道局に」と、「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

住宅に設置され、かつ、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で、かつ、放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有する国土交通大臣が認定した10人槽以下のもの（合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合する機能を有するもの）又はこれと同等の機能を有すると市長が認めた10人槽以下のものをいう。

(2) 高度処理（窒素除去型）浄化槽（N20型）

浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下かつ10ミリグラム超であるもの又は総磷濃度の日間平均値が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものをいう（第4号及び第5号に該当するものを除く。）。

(3) 高度処理（窒素除去型）浄化槽（N10型）

浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットル当たり10ミリグラム以下であるもの又は総磷濃度の日間平均値が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものをいう（次号及び第

5号に該当するものを除く。) 。

(4) 高度処理 (窒素・磷除去型) 浄化槽 (N・P型)

浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下であり、かつ、総磷濃度の日間平均値が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

(5) 高度処理 (BOD除去型) 浄化槽

浄化槽のうち、BODの除去率が97パーセント以上で、かつ、放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり5ミリグラム以下の機能を有するものをいう (前号に該当するものを除く。) 。

(6) 単独処理浄化槽

平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法 (昭和33年法律第79号) 第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。

(7) 住宅

浄化槽を設置する個人及びその家族の生活の用のみに供する住宅 (以下「専用住宅」という。) 又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅 (以下「併用住宅」という。) であって、生活の用に供する部分の床面積が、建築延床面積の2分の1以上であるものをいう。

(8) くみ取り便所

住宅に設置され、かつ、し尿を貯留しくみ取る形式の便所をいう。

(9) 転換

住宅の単独浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、浄化槽を設置することをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象者は、流山市の区域のうち、下水道法第4条第1項の認可若しくは同法第25条の23第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域 (以下「下水道事業計画区域」という。) 以外の区域又は下水道の整備が7年以上見込まれない下水道事業計画区域内の次の各号に掲げる区域のいずれかに該当する地域において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所から浄化槽への転換をする個人とする。

(1) 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 住宅を借りている者で、住宅の所有者又は賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 住宅を販売又は賃貸等の目的で建築（改築を含む。）する者

(4) 住宅の全部又は一部を賃貸している者

(5) 市税を滞納している者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとする者は、浄化槽の設置工事を行う前に、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証又は浄化槽設置届出書（審査期間を経過したものに限る。）の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 浄化槽の構造図

(4) 建物及び浄化槽の配置を記した敷地内排水系統配管図

(5) 工事請負契約書及び工事費の見積書の写し

(6) 住宅を借りている者は、当該住宅の所有者又は賃貸人の承諾書

(7) 法第7条の水質検査の検査手数料の支払をしたことを証する書類の写し

(8) 既設単独処理浄化槽の現況及び転換計画書（別記第2号様式）
（別表の備考に係る補助金の交付申請者に限る。）

(9) 単独処理浄化槽の廃止届の写し又はくみ取り便所の現況写真（建

替に伴う転換の場合に限る)

(10) その他管理者が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)又は流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付申請却下通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(変更等承認申請)

第7条 規則第5条第1項第1号及び第3号の承認を受けようとする者は、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金変更等承認申請書(別記第5号様式)により行わなければならない。

(変更等承認の通知)

第8条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金変更等承認通知書(別記第6号様式)により、当該申請に係る者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、流山市上下水道局浄化槽設置事業実績報告書(別記第7号様式)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽管理者が浄化槽保守点検業者を窓口として保守点検及び浄化槽清掃の実施並びに11条検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し(補助の対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自らそれを行うことができることを証する書類)

(2) 浄化槽施工結果報告書の写し

(3) 工事費の領収書(証)の写し

(4) 施工状況の写真

(5) 誓約書(別記第8号様式)

(6) 単独処理浄化槽転換結果報告書(第9号様式)(別表の備考に係る補助金の交付決定を受けた者に限る。)

(7) その他管理者が必要と認める書類

(確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（請求）

第11条 規則第15条の規定による提出は、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付請求書（別記第11号様式）により行わなければならない。

（決定の取消し）

第12条 管理者が規則第8条第1項又は規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消したときは、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、流山市上下水道局浄化槽設置事業補助金返還命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

（補助金受給者調書への記載）

第14条 管理者は、補助金受給者の氏名その他必要な事項を補助金受給者調書（別記第14号様式）に記載し、保存するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 高度処理（窒素除去型）浄化槽（N10型）の設置

人槽区分	補助限度額
5人槽	474,000円
6～7人槽	570,000円
8～10人槽	723,000円

2 高度処理（窒素除去型）浄化槽（N20型）の設置

人槽区分	補助限度額
5人槽	360,000円
6～7人槽	462,000円

8～10人槽	585,000円
--------	----------

3 高度処理（窒素・燐除去型）浄化槽（N・P型）の設置

人槽区分	補助限度額
5人槽	528,000円
6～7人槽	693,000円
8～10人槽	963,000円

4 高度処理（BOD除去型）浄化槽の設置

人槽区分	補助限度額
5人槽	489,000円
6～7人槽	654,000円
8～10人槽	903,000円

5 高度処理（窒素・燐除去型）浄化槽への転換

備考

- (1) 住宅の建替えを伴わないで既設の単独処理浄化槽から浄化槽への転換をする場合は、1から4までに定める額に180,000円を加えた額とする。ただし、当該単独処理浄化槽の撤去（機能の停止を含む、以下同じ）又は雨水貯留槽等への再利用に要した費用が180,000円に満たない場合は、当該撤去又は雨水貯留槽等への再利用に要した費用（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- (2) 住宅の建替えを伴わないで既設のくみ取り便所から浄化槽への転換をする場合は、1から4までに定める額に100,000円を加えた額とする。ただし、当該くみ取り便所の撤去に要した費用が100,000円に満たない場合は、当該撤去に要した費用（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- (3) 住宅の建替えを伴わないで既設の単独処理浄化槽から浄化槽への転換をする場合であって、当該転換に宅内配管工事を伴う場合（水回りのリフォームと併せて浄化槽を設置する場合を含む）は、1から4までに定める額に備考（1）とは別に300,000円を加えた額とする。ただし、当該宅内配管工事に要した費用が300,000円に満たない場合は、当該宅内配管工事に要した費用（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。

- (4) 住宅の建替えを伴わないで既設のくみ取り便所から浄化槽への転換をする場合であって、当該転換に宅内配管工事を伴う場合（水回りのリフォームと併せて浄化槽を設置する場合を含む）は、1から4までに定める額に備考（2）とは別に100,000円を加えた額とする。ただし、当該宅内配管工事に要した費用が100,000円に満たない場合は、当該宅内配管工事に要した費用（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- (5) 住宅の建替えを伴わないで既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便所から高度処理（窒素除去型）浄化槽（N10型）への転換をする場合は、1に定める額に備考（1）から備考（4）までとは別に当該設置に要した費用200,000円を加えた額とする。
- (6) 利根運河等水質改善モデル事業として住宅の建替えを伴わないで転換をする場合、第4条の別表1から4までに定める額と備考（1）から（5）までとは別に300,000円を加えた額とする。ただし、第4条の別表1から4までに定める額と備考（1）から（6）の合計額が工事請負額を超える場合は、当該浄化槽設置に要した費用まで（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- （適用）流山市浄化槽整備促進協議会の会員業者内で施工、維持管理、清掃を行う場合。